

障がいのある人

障がい福祉

問 社会福祉課 ☎24-1758

障がい福祉サービスは、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう支援する制度です。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人・難病患者などが対象です。(各種手帳をお持ちでない人も、サービスの対象となる場合がありますので、ご相談ください)手帳の取得については、社会福祉課へご相談ください。

障害者手帳の種類

身体障害者手帳

身体の機能障がいの程度により、1級から6級までの等級があります。移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的障がいのある人に交付します。程度により、A・Bの区分があります。移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付します。程度により、1級から3級までの等級があります。

各種手当・給付

問 社会福祉課 ☎24-1758

特別障害者手当

障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給されます。

【要件】

- 障害年金1級程度の障がい重複しているなど著しく重度障がいの状態にある人
- 20歳以上の人
- 施設に入所していない人
- 本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以下であること
- 病院などに引き続き3カ月以上入院していないこと

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給されます。

【要件】

- 重度の障がいがあり常時介護を必要とする人
 - 20歳未満の人
 - 施設に入所していない人
 - 障がい児が障がいを支給条件とする公的年金を受けていないこと
 - 保護者の所得が一定額以下であること
- 障害児福祉手当は入院中でも支給されます

特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

【対象】

- 児童が20歳未満であること
- 日本国内に住んでいること
- 児童が障がいを理由とする公的年金を受けていないこと
- 児童が、社会福祉施設などに入所していないこと(保育所など一部除く)
- 本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以下であること

広告



アライグループ 障がいのある方、それぞれの夢を叶える支援を。

一般社団法人 **夢ノ杜福祉会** yume-no-mori
大洲市平野町野田1514番地

株式会社 **夢・たまご**
大洲市平野町野田乙961番地1
TEL 0893-24-3360 FAX 0893-23-9367

相談

指定相談支援事業所
TSUNAGU
～つなぐ～

通所

生活介護事業所
チャレンジド・ラボ
Challenged Lab.
アクトピア大洲 6F

就労

就労継続支援 多機能型事業所
夢たまご
ファクトリー・ランチ
(株)アライ内・穂の香・オズベーカーリー・こんびらや

住まい

障がい者グループホーム
夢コーポ
生活利便性良し アクトピア大洲近隣

大洲市内障害福祉サービス相談と上記施設への見学体験は、TSUNAGU～つなぐ～TEL 0893-23-9366(相談支援専門員：継野)まで
チャレンジド・ラボ アクトピア大洲 見学申込TEL 0893-57-6077(管理者：青野)まで

【対象者】

- 身体障害者手帳

区分	等級	区分	等級
視覚	1～4級	心臓	1～4級
聴覚	聴覚 2,3級	じん臓	1～4級
	平衡 3,5級	呼吸器	1～4級
音声言語	該当なし	ぼうこう または直腸	1～4級
肢体不自由	上肢 1～4級	小腸	1～4級
	下肢 1～6級	肝臓	1～4級
	体幹 1～5級	免疫	1～4級
運動機能障害	上肢 1,2級		
	移動 1～6級		

- 療育手帳 A 判定の人
- 精神手帳 1 級の人
- その他高齢者、難病者、妊産婦なども対象となります。

申請に必要なもの

- 各種障害者手帳

駐車禁止規制の適応が除外されます

障がい者などの運転する車が駐車できる専用スペースを利用できます。

【対象者】 聴覚障がい・肢体不自由により運転免許に条件がある人

【申請場所】 警察署

申請に必要なもの

- 運転免許証・身体障害者手帳

障がいのある人

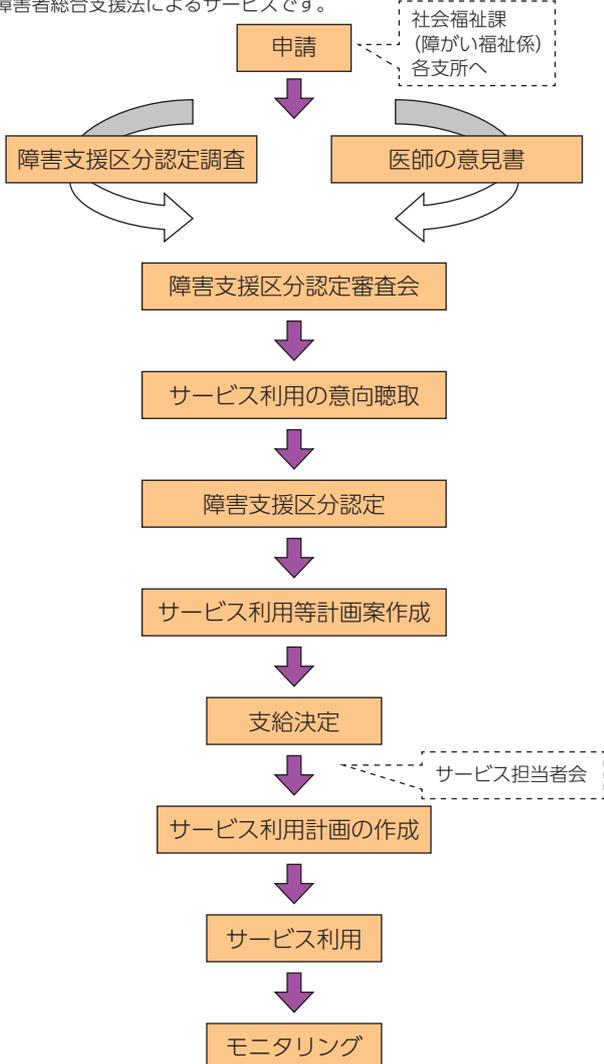
障がい福祉サービスを利用するには

問 社会福祉課 ☎24-1758

サービス利用までの流れ

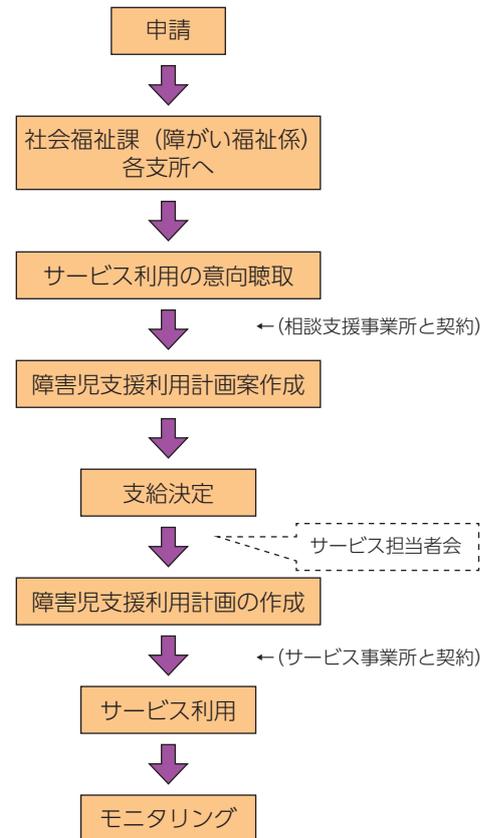
障がい福祉サービスの申請からサービス開始までの流れ

※障害者総合支援法によるサービスです。



障がい児通所サービスの申請からサービス開始までの流れ

※児童福祉法によるサービスです。



介護給付(生活を支援するサービスです)

	名称	内容	対象
居宅生活の支援サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯、掃除など生活全般にわたる助言、援助を行います。	障害支援区分1以上である障がい者(児)
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。	障害支援区分4以上で2肢以上に麻痺がある障がい者(児)
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●身体介護を伴わない場合… 区分認定の必要なし ●身体介護を伴う場合… 障害支援区分2以上である障がい者(児)
	行動援護	自己の判断能力が制限されている人が行動するときに、危機を回避するために必要な支援・外出支援を行います。	障害支援区分3以上で、認定調査項目の内行動関連項目などの合計点数が8点以上である障がい者(児)
	療養介護	医療と同時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護および日常生活の世話をを行います。	病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者
	生活介護	施設で、昼間入浴・排せつ・食事の介護などを行い、創作活動または生産活動の機会を提供します。	常時介護者の支援が必要な障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ●通所の場合…障害支援区分3以上 (50歳以上は区分2以上) ●入所の場合…障害支援区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が疾病その他の理由により介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。	障害支援区分1以上の障がい者(児)
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6以上に該当する障がい者で意思疎通が著しく困難な障がい者
支援サービス 夜間の居住	障害者支援施設での夜間ケアなど(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。	生活介護を受けている人で障害支援区分4以上(50歳以上は区分3)以上の障がい者 入所しながら訓練など給付を受ける場合は条件有り



訓練等給付(自立を支援するサービスです)

	名称	内容	対象
居宅生活の支援サービス	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●病院を退院した人で、地域生活へ移行するため生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がい者 ●特別支援学校を卒業した人、継続して通院し症状が安定している障がい者
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得・就労先の照会、その他の支援が必要な65歳未満の障がい者
	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供し、知識向上のために必要な訓練を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●A型…企業に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者 ●B型…就労移行支援事業を利用したが一般就労に結びつかない場合や、B型の利用が適当と判断された障がい者、就労経験がある人で一般企業に雇用されることが困難になった障がい者
支援サービス 夜間の居住	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。	障がい者(身体障がい者は、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準じるものを利用したことがある人に限る)

地域生活支援(地域の実情やニーズに応えるサービス)

	名称	内容	対象
地域生活支援事業	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行うことで、地域での自立生活や社会参加を促します。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している人で、屋外の移動に著しい制限がある障がい者(児)
	日中一時支援	日中、短期入所事業所や生活介護事業所などで、障がい者・障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練や市が認めた支援を行います。障がい者などの家族の就労支援と障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息が目的です。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している人で、介護者の疾病やその他の理由により一時的な預かりを必要とする障がい者(児)
	地域活動支援センター	センターに通うことで、創作的活動または生産活動の機会を持ち、地域社会との交流を促します。	雇用・就労が困難な在宅障がい者

障がい児支援(障がい児の療育・支援をするサービス)

	名称	内容	対象
障がい児支援事業	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練を行います。	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。	学校に就学していて、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児

手話通訳

問 社会福祉課 ☎24-1758

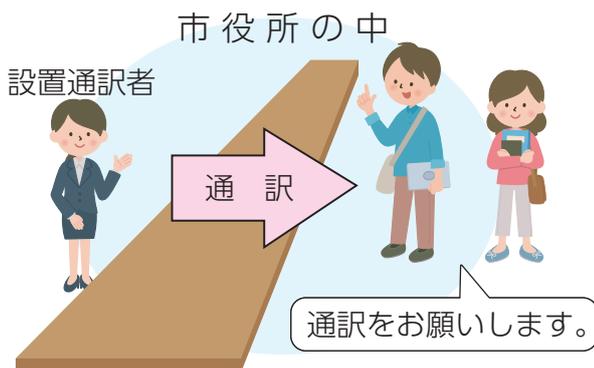
設置通訳者

市役所内での用事(午前8時30分~午後5時15分)を支援するため、社会福祉課に手話通訳者を設置しています。

例えば…

- 住民票がほしい
- 補聴器の申請(申し込み)
- 保険や年金、税の相談
- その他 手続きや相談など

申し込みはいりません。社会福祉課をお訪ねください。



派遣通訳(7日前までに申し込み)

外出する時など、手話が必要な場合に手話通訳者を派遣します。

例えば…

- 病院に行きたい
- 学校に行きたい
- 郵便局に行きたい
- 銀行に行きたい

など、市役所の外の場所に行くときは、事前に申し込みが必要が必要です。(緊急またはやむを得ない場合を除く)

7日前までに申し込んでください。

申し込み用紙(申請書)を書いて、市役所または各支所に出してください。市役所で書くこともできます。土曜や日曜に通訳を頼みたいときも同じです。

連絡・申し込み方法は?

- ① F A X する(24-0961)
- ② 市役所に来る(午前8時30分~午後5時15分)

相談

問 高齢福祉課 ☎24-1758

	相談	内容	日時(場所)	問い合わせ先
障がい	障がい者生活総合相談	障がいのある人やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的・専門的な相談、権利擁護などに関する相談を受けます。	平日午前8時30分~午後5時15分	大洲市障がい者基幹相談支援センター(社会福祉課内) ☎24-1758
	障がい者に対する虐待の相談	家庭、障がい者施設、職場などにおける虐待の相談、通報、届け出を受けます。	随時	大洲市障がい者虐待防止センター(社会福祉課内) ☎24-2111